

# 2013年度：予算政策等に関する要望書

八王子市長 石森孝志 殿

健康福祉部・障害者福祉課長 殿

地域医療推進課長 殿

生活安全部 防災課長 殿

2013年 9月 3日

八王子障害者団体連絡協議会

代表 多田靖史



## < 要望事項 >

### ■ 八王子小児メディカルセンターに関する要望 <こあらくらぶ>

#### ①小児クリニック「えみんぐ」の土曜日の営業について

「こあらくらぶ」は医療的ケアを必要とする重症心身障害児の放課後等デイサービス事業と、児童発達支援事業をおこなっております。体調の急変も考えられる障害児をお預かりするうえで、島田療育センター八王子に併設する小児クリニック「えみんぐ」は、とても頼りになる存在です。しかしながら、現在「えみんぐ」は土曜日が休診であり、土曜日に開所している当方にとっては心細い限りです。

また、各家庭においても、重症心身障害児を受け入れてくれる医院が少ない中、土曜・日曜と二日続けて診療を受けられないのは問題であり、風邪などの入院を伴わない診察さえ、府中の小児総合医療センターへ行くように促される現状があります。

是非、重症心身障害児にとって八王子市内で一番のよりどころとなっている「えみんぐ」の土曜日一日診療に予算を投じ、都立八王子小児病院の廃止で空いた小児医療の穴埋めをお願いします。

#### ②市内での宿泊を含めた重症心身障害児の保護・支援体制の確立について

重症心身障害児のショートステイは、現状かなり早い日からの予約が必要とされ、それも必ず受診できるという保証もありません。介護者の病気等、突発の事態に対し宿泊も含めて、両親に代わって介護できる施設が八王子市内には一つもありません。

重症心身障害児本人の健康状態が良いとき、家族に代わって医療的ケアを施しつつ保護する体制を、市内の医療機関に作っていただきたいと求めます。

## ■ 家賃補助の継続維持について <ほっとスペース八王子>

—家賃補助の激変緩和措置の継続に関して—

ほっとスペース八王子はそもそも「障害者自立支援法」法内移行が困難な事業所として移行を見合わせてきましたが、利用者の意向もあり存続するためには法内移行するしかないとの判断で移行の準備を進め、新年度から就労継続支援B型事業所として運営してきました。

しかし、以下の点で困難を抱えており、家賃補助8割の激変緩和措置を継続していただきたく要望します。

[1] Bランク水準のほっとスペース八王子では、のべ利用者数が急激な増加は見込めません。そもそも問題を抱えていて、通常の事業所では受け入れ困難な障がい当事者が新規に利用を始めると、従前の利用者で気の弱い利用者は遠ざかってしまいます。また、利用費を負担しなければならない利用者2名は利用をやめてしまいました。新規の利用者も毎月1名平均で増えていますが、すぐに毎日通うということにはなりません。現実には月一回、ないし二月に1回という程度で通っています。

[2] 職員の基準配置が大きな負担となっています。

4月スタート時点では常勤職員4名、非常勤職員4名、合計8名で出発しました。ところが、問題行動をする利用者に振り回されることも多く、仕事内容に比べて賃金が少なすぎるということで、7月時点で3名は辞めてしまいました。毎日のように通える元気な利用者の中から2名の利用者を非常勤職員として採用したので、のべ利用者数は減少してしまっています。

[3] 赤字予算で運営しています。

以上のようにスタート時点から訓練等給付費による収入は、支出を上回ることが困難な状況にあり、結果として赤字予算で出発しています。人件費が一番大きなウェイトを占めています。しかし、借金先としての賛助会の資金も限度があり、赤字予算を組みましたが、実際はそれ以上の赤字(10万円の赤字予算が実際は20から30万円の赤字)となっており、高額な備品などはほとんど買い入れていません。

[4] 激変緩和措置家賃補助(8割)を5割補助に削減されると運営はさらに困難となります。8割補助から5割補助になると月に7万5千円の赤字が増えます。

法内移行初年度で300万円程度の借金を抱えそうな状況で、次年度が5割補助となった場合、次年度は400万円ほどの借金となります。合計で700万円の借金となり、これでは借金を抱えたまま3年目は存在できません。

## ■ 日中一時支援事業の単価報酬見直しについて <ころぼっくる>

\* 報酬単価について、見直し・引き上げのご検討をお願いします。

今年度は、昨年度の要望の一つ、単位制の報酬から時間制の報酬へと変えていただきありがとうございました。時間制の報酬へと変化したことにより、本来なら8時間近い支援を行っても2単位(5,000円)といった人件費にも満たない不合理な状況から時間に応じた委託料に変わったことにより、今年度は、いくらかの赤字を減らすことができる見込みです。

事業開始の時期から、単価の見直しが3度行われていますが、まだ、事業として成り立つまでに至っていないのが現状です。今後も多くの利用者にとって、必要な時に利用できる居場所の保障と合わせ、その支援にあたる必要人員の確保のためには報酬単価の見直しは必要不可欠と考えます。

今年度、「ころぼっくる」は事業存続のため、利用料を値上げしました。学齢期の利用者は放課後等デイサービス事業の方が安価なため、「ころぼっくる」の利用が減ると見込んでいますが、その他の利用率は昨年度とほとんど変わらない状況です。それは、他に利用できる場所がないからであり、なくてはならない、なくなるとは困る施設であることを意味しています。利用実態として冠婚葬祭等で対応が困難な時や、レスパイト利用といった家族支援の利用に止まらず、将来を見据えて親元から離れる経験を積む機会、また様々な人との関わりを持つ社会参加の場として利用されている例も多い現状があります。

「ころぼっくる」では、一人ひとりのニーズに合った支援、そして、家族的空間を大事にした一人ひとりが過ごしやすい空間づくりを今後も大事にしていきたいと考えています。

障害を抱えた当事者、そしてその家族がこの八王子で生活し続けるための居場所として、日中一時支援事業所はなくてはならない事業です。行政が責任を持って、障害を抱えた当事者、そしてその家族の拠り所を保障するために、報酬単価の見直しを強く要望致します。

「ころぼっくる」としては、施設の利用料が一番高いと言われているので、もうこれ以上の値上げはしたくありません。このような現状を御理解いただき、是非とも報酬単価の見直しを御検討いただきますようお願い申し上げます。

## ■「八王子市地域腎友会」からの要望

### 【1】障害者福祉政策要望

透析患者に多い満65歳以上の新規障害者（障害者手帳1～2級新規取得者）に対する「心身障害者医療費の助成（いわゆるマル障）」と「心身障害者福祉手当（月額15,500円）の適応について、満65歳未満の新規障害者との不公正・不公平感が際立っていることから、東京都の担当部署（東京都医療助成課・東京都心身障害者福祉センター）への働きかけをお願いしたい。

因みに、板橋区では、東京都への働きかけについて、板橋区の腎友会からの陳情書が板橋区の福祉委員会と区議会で平成23年末に採択された。（板橋区は、東京都関連機関へ意見書と陳情書の〈写〉送付）

### 【2】障害者の災害対策政策要望

八王子市には、障害者等の自助・共助・公助のうち、共助・公助部分を定めた「災害時要援護者避難支援制度」という歴とした立派な障害者等の災害時の避難支援制度があるが、この制度が八王子市では現在どの程度機能しているのかというと八王子市はまだお寒い限りと言わざるを得ない。そこで、次の内容を八王子市当局に確認・要望したい。

- (1) 災害時要援護者の定義（対象となる人）の明確化（市民に要周知徹底）
- (2) 災害時要援護者台帳（名簿）の整備状況（八王子市で作ることになっている）
- (3) 地域支援組織の結成状況（平成24年10月末現在8箇所には過ぎない）
- (4) 避難支援プラン（全体計画）に基づく「避難支援プラン（個別計画）」の策定状況
- (5) 福祉避難所（二次避難所）の指定状況（耐震、耐火、鉄筋構造を備え、バリアフリー化され、障害者用トイレ完備されており、生活相談員が確保、医療・介護スタッフ等が確保されている）〈福祉避難所はどこに何箇所（必要数）あるのかと、その公表含む〉
- (6) ライフラインがストップした場合の医療体制の構築（特に電気と水を必要とする難病対策）

### 【3】肺炎球菌ワクチン予防接種費用の一部助成予算要望

平成25年2月12日に八王子市長に次の内容の要望書を提出済み。

- (1) 高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種対象年齢を満65歳以上とする。
- (2) (1)に基く本予防接種対象者は、先着順ではなく、希望者全員とする。
- (3) 高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種費用一部助成は、単年度実施ではなく、恒久的な一部助成制度とする。（5年毎に同一人接種可）
- (4) 人工透析患者の場合は、年齢条件を付さず年齢に拘わらず、希望者全員を本予防接種対象とする。（八王子市在住の推定人工透析患者数約1,300名）

〈参考〉別添「高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種費用一部助成に関する要望書（写）」  
以上、要望いたします。

## 資料

### 高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種費用一部助成に関する要望書

平成 25 年 2 月 12 日

八王子市長 石森孝志 殿

八王子市地域腎友会

会長 池谷 匠

日頃より、私たち透析患者をはじめとする慢性腎臓病 (CKD) 患者の医療・福祉施策にご尽力いただき厚く御礼申し上げます。

今年度 (平成 24 年度) 実施された「高齢者 (75 歳以上) 肺炎球菌ワクチン予防接種費用の一部助成」について、

- ① 満 65 歳以上を、老齢年金や介護保険の開始給付年齢等からみて、一般的に高齢者と定義して差し支えないこと。
- ② 高齢者の市中肺炎で最も多い起炎菌は、肺炎球菌であり、その中で肺炎球菌による市中肺炎の罹病率は、高齢になるにつれて高くなり、とりわけ 70 歳以上では市中肺炎の起炎菌は肺炎球菌が二番多くなること。
- ③ 予防接種対象者を先着順 5,000 名とする募集方式は、予防接種本来の目的・趣旨からして、全くなじまないこと。
- ④ 肺炎球菌ワクチンを一度接種すると一般的に 5 年間有効であること。(日本では 2009 年に再接種が認可)
- ⑤ 人工透析患者の場合、毎年の死亡者の死亡原因の不動の第 2 位は、免疫力・抵抗力の低下により、肺炎を含む「感染症」であり、人工透析患者の死亡リスクを軽減するためには、肺炎球菌ワクチンをはじめとする予防接種は、年齢に拘わらず必要不可欠であること。加えて、参考付言事項として、全国 30 万 5 千人を超える人工透析患者の平均年齢が、既に 65 歳を上回っており、年々上昇傾向にあること。などの理由から、来年度 (平成 25 年度) より、次の通り一部その改定を要望いたします。

- ① 高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種対象年齢を満 65 歳以上とする。
- ② ①に基く本予防接種対象者は、先着順ではなく、希望者全員とする。
- ③ 高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種費用一部助成は、単年度実施ではなく、恒久的な一部助成制度とする。(5 年毎に同一人接種可)
- ④ 人工透析患者の場合は、年齢条件を付さず年齢に拘わらず、希望者全員を本予防接種対象とする。(八王子市在住の推定人工透析患者数約 1,300 名)

以上

